

極 秘

1

日韓請求権問題の解決に関する

日本側最終提案について

(38.1.7 理政府)

1. 経緯

日韓請求権問題の解決方については、昨年11月12日の大平・金会談において解決方法の大綱につき合意がなされたが、その後国内的にハイ・レベルでの検討調整の末、旧臘26日に別紙1.のとき日本側の最終提案が韓国側に通告され、韓国側では同29日に在日代表部在参事官を通じて、原則として異論はない旨口頭による返答があった。

2. 問題点

上記の日本側最終提案については、これを具体化する場合に以下のとき問題点があり、これらについての処理方法を検討しておく必要があると考えられる。

(1) 無償供与

- (イ) 供与開始の時期はいつか。もし38年度から供与を行うとすれば、初年度の予算措置はどうするのか。
- (ロ) 処理会計はどのようにするのか。(一般会計か、賠特会計か)
- (ハ) 供与の方式はどのようにするのか。(賠償と同様の方式にするのか、タイの例によるか)

(2) 対韓債権

提案中の(2)の方法をとる場合において

- (イ) 韓国側の要請は、各年度においていつまでに表明されるのか、期限を明確にさせる必要がある。
- (ロ) 要請があった場合、日本側において予算上の処理をどのようにするのか。

(3) 有償経済協力

- (イ) 年平均額は予め定めないのか。
- (ロ) 本件協力の供与のやり方はどのようにするのか。

(37年12月26日)

1. 無償経済協力

総額3億ドルとし、毎年3,000万ドルずつ10年間にわたり生産物および役務により無償供与する。ただし、貿易事情によっては、双方合意の上繰上げ実施することができる。

2. 対韓債権(4,573万ドル)の償還

(1) 韓国は右金額を3年間に均等償還する。

(2) ただし、韓国側が、その外貨事情や内資事情等のため希望する場合には、毎年度韓国側の要請により、当該年度における日本よりの無償供与額を債務償還該当額だけ減額し、これにより韓国側が同債務を支払ったと見做すことにする。

(3) 右(1)ないし(2)の措置の結果、当該年度における韓国側の対外期待資金が不足し、そのため、韓国の5カ年計画遂行に支障を来すような場合には、日本側よりの有償経済協力(後記、3)の繰上げ実行を考慮する。

3. 有償経済協力(政府の干渉する部分)

有償経済協力として海外経済協力基金より総額2億ドルの長期低利借款を10年間にわたり供与する。本件借款の条件は、年利3.5%、償還期間20年以内とする。

4. コマーシャル・ベースによる通常の借款(政府の直接干渉しない部分)

プロジェクトの種類、金額、金融機関(輸出入銀行
及びその他の民間金融機関)、条件等はすべて民間
の通常の商談に委ね、従ってまた、とくに借款総額の
上限も定めることはしないが、日本政府はこの種借款
に関しては日韓国交正常化前でも実施が可能なよう
措置する。

韓国朴議長の記者会見記金紙(37年12月27日)

(請求権問題の部分)

(新華通信の
報道より)

(質問) 韓日会談において難題の一つである請求権の内容
について日本側と最終的な合意をみたと伝えられて
いるが、この内容を話してもらいたい。

(答) 金・大平会談で請求権解決のための合意内容
は次のようなものである。

(1) 対韓債権 4,573万ドルを含めた3億ドルを10年
分割払いで無償提供するが、この期間は場合
によっては短縮できる。

(2) 日本の海外経済協力基金から2億ドルを10年^①
間の期間有償提供し、年利3.5%、10年据置^②
20年償還とする。③

(3) 民間資本1億ドル以上を輸出入銀行ベースで^④
提供する。韓国の情勢を考慮して国交正常化前
であっても民間借款の導入はできる。

韓国政府はこれについて各種問題を考慮し、原則的
に同意はするが、両国間に細部問題について意見の差が
あるため慎重に検討すべき問題が多いと思っている。

(注) 韓国日報によると、①4年、②7年、③この後に
「ただれ支払期間は場合により短縮できる」が入る。

④この項に「プロジェクトに従ってさらに増額する」とい
えるとの条件で」が入る。

補足説明

1. 第2項(対韓債権の償還)の趣旨は、建前としては、韓国側に対し供与すべきものは十分供与する代りに、韓国側から返してもらうべきものは正規に返してもらうという金と費をから、実際には(2)項が実施し、韓国側の要請により(日本側の新たな同意を必要とせず)に、日本側の無償供与額の減額をもって韓国側の債務支払いと見做す(従って、韓国側がドル現金を支払う必要はない)こととしており、しかも、(3)項において、当該年度の無償供与額の減額分を補う措置をあらかじめ提議しているのであるから、これを全体としてみれば、実質的には、韓国側が大平・金会談の内容として了解されている債権引きと同様の結果となる。
2. 第1項(有償経済協力)において「償還期間20年以内とする」と述べたのは、海外経済協力基金業務方針書にこれと同様の規定があるのを引用したものであるが、日本政府としては、具体的な償還期限としては大平・金会談の趣旨に従い、20年程度を念頭に置いている。
3. 第3項において提議期間にふれなかったのは、細目については、今後の話し合いにより逐次決定して行くのが適当と考えられているからであるが、日本政府としては、大平・金会談の趣旨に従い、一応7年程度を念頭に置いている。

(なお参考までに付記すれば、これまでに海外経済協力基金より融資した具体例においては、スエズ運河浚渫工事資金の場合は、利率6.5%、6.5月据置、爾後2年半に分割返済、ボリビア銅山探鉱調査費の場合は、利率6.5%、1年据置爾後4年間に分割返済となっている。)

4. オ4項(コマーシャル・ベースによる通常の借款)において総額を明示しなかった理由は、この種信用供与の性質上、予め総額を政府間で決めることは非条理であるからである。しかしながら、もし韓国側が国内対策上何らかの具体的金額に言及される必要があるならば、例えば「1億ドル以上」というような表現を用いても差支えない。

5. オ4項において「金融機関(輸銀およびその他の民間金融機関)」と述べた趣旨は、コマーシャル・ベースによる通常の信用供与は個々のプロジェクトごとに輸銀と市中銀行の協同融資によって行なうというのが、わが国における現在のやり方なので、その事実を記したまでである。